

令和 2 年 3 月 6 日

(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所)
保護者の皆様

古賀市長 田辺 一城
(保健福祉部子育て支援課)

新型コロナウイルス感染拡大防止に関連した子ども・子育て支援施設等の対応について

平素より子ども・子育て支援活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

報道等でもご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症については、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、小中学校等の臨時休校の取り組みが行われています。

そのような中、古賀市における認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園、届出保育施設（以下、「子ども・子育て支援施設等」という。）では、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることなどから、感染の予防に留意した上で、開所・運営されているところです。

この度、国及び古賀市の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を踏まえ、既に利用されている施設から家庭保育のご協力依頼等を受けている方もおられるかと思いますが、今回改めて古賀市からも皆様へ依頼するものです。

つきましては、下記の点について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. できる限りの家庭保育にご協力について

今回の臨時休校の趣旨に鑑み、子どもの健康と安全を考慮し、ご自宅で保育ができる場合（育児休業中や産前産後休暇を含む）は、極力家庭保育にご協力ください。

なお、今回の協力をお願いする期間は、3月中といたします。

2. 家庭保育にご協力いただいた場合の利用者負担額（保育料）について

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、3月中に登園を自粛した日が5日を超え、0歳児から2歳児クラスのお子さんで利用者負担額（保育料）を納付している場合には、利用者負担額（保育料）を日割り計算により減額します。

※計算式

3月の保育料×（3月の保育所等開所日-新型コロナウイルス感染拡大防止のために家庭保育をした日数）÷25日（10円未満切り捨て）

（例）保育料27,500円の2歳児の家庭が10日家庭保育の要請に応じたとき

27,500円×（25日-10日）÷25日=16,500円 減免額 11,000円

※減額の対応につきましては、各園を通じてご案内する予定ですので、しばらくお待ちください。

3. 子ども・子育て支援施設等への登園等の留意事項について

- ・登園前に体温測定し、37.5度以上の発熱等、風邪等の症状がある場合は自宅で休養されてください。
- ・手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行ってください。
- ・不要不急の外出は避けてください。

4. 新型コロナウイルス感染症に関連した相談について

【粕屋保健福祉事務所】（平日 8:00～17:00） 電話：092-939-1746

【福岡県夜間休日 緊急連絡先】（夜間・休日） 電話：092-471-0264

- | |
|---|
| 1 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます） |
| 2 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある |

5. 今後について

子ども及び職員に感染者が出た園については、臨時休園を行う予定です。また、子ども及び職員の家族等の関係者に感染者が出た園については、臨時休園を行う場合があります。

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

古賀市保健福祉部 子育て支援課 保育・手当係

TEL 092-942-1157 FAX 092-942-1154

E-mail: hoiku@city.koga.fukuoka.jp

令和 2 年 3 月 6 日

(私立幼稚園)
保護者の皆様

古賀市長 田辺 一城
(保健福祉部子育て支援課)

新型コロナウイルス感染拡大防止に関連した子ども・子育て支援施設等の対応について

平素より子ども・子育て支援活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

報道等でもご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症については、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、小中学校等の臨時休校の取り組みが行われています。

そのような中、古賀市における認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園、届出保育施設（以下、「子ども・子育て支援施設等」という。）では、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることなどから、感染の予防に留意した上で、開所・運営されているところです。

この度、国及び古賀市の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を踏まえ、既に利用されている施設から家庭保育のご協力依頼等を受けている方もおられるかと思いますが、今回改めて古賀市からも皆様へ依頼するものです。

つきましては、下記の点について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. できる限りの家庭保育にご協力について

今回の臨時休校の趣旨に鑑み、子どもの健康と安全を考慮し、ご自宅で保育ができる場合（育児休業中や産前産後休暇を含む）は、極力家庭保育にご協力ください。

なお、今回の協力をお願いする期間は、3月中といたします。

2. 子ども・子育て支援施設等への登園等の留意事項について

- ・登園前に体温測定し、37.5度以上の発熱等、風邪等の症状がある場合は自宅で休養されてください。
- ・手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行ってください。
- ・不要不急の外出は避けてください。

3. 新型コロナウイルス感染症に関連した相談について

【粕屋保健福祉事務所】（平日 8:00～17:00） 電話：092-939-1746

【福岡県夜間休日 緊急連絡先】（夜間・休日） 電話：092-471-0264

- | |
|---|
| 1 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます) |
| 2 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある |

4. 今後について

子ども及び職員に感染者が出た園については、臨時休園を行う予定です。また、子ども及び職員の家族等の関係者に感染者が出た園については、臨時休園を行う場合があります。

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

古賀市保健福祉部 子育て支援課 保育・手当係

TEL 092-942-1157 FAX 092-942-1154

E-mail: hoiku@city.koga.fukuoka.jp